

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年10月8日（平成27年（行情）諮問第610号）

答申日：平成28年6月27日（平成28年度（行情）答申第156号）

事件名：フィブリノゲン製剤投与に係る特定病院の調査票等の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「フィブリノゲン製剤納入機関の、特定県で、特定病院A、特定病院B、特定病院C及び特定病院Dの各調査票、No. 1ないしNo. 8（個人名を除いたもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件開示請求に対し、平成27年5月15日付け厚生労働省発薬食0515第117号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）のうち、フィブリノゲンの投与が判明した記録の部分に係る処分を取り消し、その全てを開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）異議申立書

異議申立人は、処分庁に補正書を提出した。補正書では、従前の開示請求で開示された資料中、「医療機関4箇所、調査票の中にフィブリノゲン投与の時期が判明した者の数を医療機関がそれぞれ自己申告した者」が存在する。その中には、年別の数及び月別の数を記入する欄があるが、年別の集計数は、記載がそのまま残され開示されているが、月別の数の欄は、いずれも黒塗りとされて不開示とされている。補正書は、当該部分の開示を求めたものである。

異議申立人は、特定年において特定病院Aないし特定病院Dの一つで、開腹手術を施術され、その後C型肝炎に罹患したことが判明したものである。

当該疾患については、厚生労働省のC型肝炎ウイルス感染に関する調査報告を受け、C型肝炎特別措置法に基づく救済措置が取られている状況である。

本件対象文書は、医療機関においてフィブリノゲン製剤の投与を受けたかどうかを基礎づける情報が記載されており、異議申立人の生命、健康等の利益に密接に関連しているものである。

また、原処分では、年度別の投与数はすでに開示されており、さらに月別の数のみを非開示とするのは合理性を有しないものである。

以上のとおり、原処分は違法であり取消しを免れず、全面開示がなされるべきである。

(2) 意見書

ア 本件対象文書は平成19年度及び20年度にわたって厚生労働科学研究費補助金事業の一環として行われた調査結果の一部である。

一般に平成元年以前は、C型肝炎ウイルス感染の診断検査法がないことからフィブリノゲン製剤等の納入先医療機関においては、フィブリノゲン製剤等の危険性を全く認識しないまま、これを使用していたと思われ、その使用実態、患者の肝炎ウイルス感染有無等の実態把握が不十分であることは当然予想されたことである。

そのため、上記調査は、全国の多くの医療機関にアンケート調査を行い、その実態把握に努めた結果である。

その意味では、本件対象文書は、C型肝炎特別措置法に基づき被害の回復に努めようとする患者に供されてこそ意味がある文書であることをまず指摘しておきたい。

イ また、上記調査結果は、平成21年4月に「フィブリノゲン製剤等の納入先医療機関における製剤の使用実態及び当該製剤を使用された患者における肝炎ウイルス感染等の実態に関する研究」と題した総括研究報告書が発表されている。

その中では、フィブリノゲン製剤等を使用したと回答している医療機関においても、対象患者の氏名が不詳なものが一定数存在することが報告されている。

したがって過去において、公表された医療機関で治療を受け大量出血をするような手術を受けた患者とすれば、フィブリノゲン製剤等の投与の証明につながる情報の開示の必要性は非常に大きいのである。

ウ 本件対象文書は、医療機関4カ所、調査票の中にフィブリノゲン投与の時期が判明した者の数を医療機関が自己申告したものである。

年別の数及び月別の数を記入する欄があり、年別の集計数は、記載がそのまま残され開示されているが、月別の数の欄はいずれも不開示とされている。

エ 諮問庁は、不開示の理由について、特定病院への入院または通院歴等といった他の情報と照合することによりフィブリノゲン製剤を投与された患者が誰であるか特定することが可能になると述べているが、上記不開示部分

を開示することがなぜ、フィブリノゲン製剤を投与された患者の特定につながるのか不可解な説明である。

異議申立人は、投与患者の氏名を求めているものではない。

月別の患者数を明らかにすることが特定の個人を識別し、個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえ、不開示情報ではない。

本件対象文書の開示には、当該医療機関でフィブリノゲン製剤の投与を受けたかどうかを基礎づける情報が記載されており、異議申立人の生命、健康等の利益に密接に関連しているものである。

よって、法5条1号ただし書口に該当し、開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯

(1) 異議申立人は、平成27年3月14日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、

ア 「フィブリノゲン製剤納入機関の、特定県で、特定病院A、特定病院B、特定病院C、特定病院Dの各調査票、No. 1～No. 8（他の病院はNo. 1～No. 8まであります）個人名を除いて」

イ 「フィブリノゲンの投与が判明した記録」、「厚生労働省からの通知、自己申告」

に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、異議申立人がこれを不服として、平成27年7月9日付けで異議申立てを提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、下記3(3)に掲げる異議申立人が開示を求める文書1中「本件不開示部分」については、法5条1号の規定により原処分を維持して不開示とすることが妥当であり、また、文書2については、原処分における法の適用条項を法9条2項に改めた上で、不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件開示請求について

本件開示請求において、異議申立人は当初、上記1(1)アに係る行政文書の開示を請求していたが、既に同様の行政文書が同一の者に対し平成25年12月27日厚生労働省発薬食1227第1号により部分開示したものに含まれていたことから、本件開示請求で新たに開示を求める部分について確認するため補正依頼書を送付したところ、上記1の(1)イに係る情報を新たに開示するよう請求してきたものである。

(2) 原処分について

ア 処分庁は、以下に掲げる行政文書を開示請求対象行政文書として特定の上、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とした。

「フィブリノゲン製剤納入期間の、特定県で、特定病院A、特定病院B、特定病院C、特定病院Dの各調査票、No.1～No.8まで（個人名を除いたもの）」（文書1）

イ また、上記1（1）イに係る情報（文書2）は、報告書の作成者が保有する情報であり、処分庁において保有していない等の理由から不開示とした。

（3）異議申立人が開示を求める部分について

異議申立人は、異議申立書の「3 異議申立の趣旨」及び「4 異議申立の理由」の記載によると、以下に掲げる部分の開示を求めているものと認められる。

ア 文書1

原処分において法5条1号に該当するとして不開示とした調査票の一部（フィブリノゲン製剤を患者に投与した時期及び人数の表。以下「本件不開示部分」という。）

イ 文書2

原処分において不開示とした「報告書に記載されたフィブリノゲンの投与が判明した記録及びそれに係る厚生労働省からの通知、自己申告」のすべて。

（4）不開示情報該当性及び原処分の妥当性について

ア 不開示情報該当性について

本件不開示部分は、特定病院A、B、C及びD（以下「特定病院」という。）において、患者の診療録、手術記録、分娩記録等から判明したフィブリノゲン製剤の投与という特定の患者に対する診療内容に関する情報であり、その投与年月（昭和39年1月から平成6年12月まで）ごとに当該患者数が記載されている。

これが公になると、特定病院への入院又は通院歴等といった他の情報と照合することにより、フィブリノゲン製剤を投与された患者が誰であるか特定することが可能となる。

さらに、フィブリノゲン製剤の投与といった診療内容に関する情報は、他人に知られることを忌避する性質の患者の機微にわたる私的な情報であるため、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

これらのことから、本件不開示部分は法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 原処分の妥当性について

文書2は、原処分に関し補正依頼書の回答として提出された補正書別添No.3及びNo.4の文書に記載されている「フィブリノゲンの投与が判明した記録」に関する情報並びに当該記録に関連して記載されている「厚生労働省からの通知、自己申告」である。

「フィブリノゲンの投与が判明した記録」に関する情報は、当該文書の作成者がその作成にあたり調査対象から収集し保有しているものと考えられ、処分庁において職務上作成又は取得し保有しているものではない。また、「厚生労働省からの通知，自己申告」は、処分庁において保有していない「フィブリノゲンの投与が判明した記録」に関する情報に基づく記載のため、「厚生労働省からの通知，自己申告」が具体的に何を指しているのか特定することができない。

よって、文書2は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 平成27年10月8日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月22日 | 審議 |
| ④ 同年11月9日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成28年1月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年4月21日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施及び審議 |
| ⑦ 同年6月16日 | 審議 |
| ⑧ 同月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書の開示を求めるものである。

処分庁は、文書1（本件対象文書）を特定し、その一部について、法5条1号、2号イ及び4号に該当するため、また、文書2のうち、「フィブリノゲンの投与が判明した記録」については、これを保有していないため、さらに、文書2のうち、「厚生労働省からの通知，自己申告」については、厚生労働省において保有しない情報に基づくものであり、当該文書を特定することができないため、それぞれ不開示とする処分を行った。

異議申立人は、異議申立書において、原処分のうち、「フィブリノゲンの投与が判明した記録」において不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしているので、本件対象文書の見分結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

当審査会において、異議申立人の主張の内容について検討したところ、異議申立人は、異議申立書において、「フィブリノゲンの投与が判明した記録の部分不開示を内容とする開示決定を取消し、全面開示するとの決定を求める。」「従前の開示請求で開示された資料中（中略）その中には、年別の数及び月別の数を記

入する欄があるが（中略）月別の数の欄は、いずれも黒塗りとされ不開示とされている。補正書は当該部分の開示を求めたものである。」と記載していることから、本件対象文書中の調査票が「フィブリノゲンの投与が判明した記録」であると解しているものと認められる。

2 不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、本件不開示部分の不開示情報該当性について上記第3の3(4)アのとおり説明する。

そこで検討するに、本件不開示部分には、特定病院における患者の診療録等から判明したフィブリノゲン製剤の投与という特定の患者に対する診療内容に係る情報が記されていると認められる。これらの情報は、通常、他人に知られることを忌避する機微な情報であり、当該製剤の投与を受けた者の関係者等一定の者には、フィブリノゲン製剤を投与された患者が誰であるか特定することが可能となるおそれもあることから、これらの情報が公になると、当該フィブリノゲン製剤を投与された患者の権利利益を害するおそれがないとはいえないので、これらの情報は、法5条1号本文後段に該当すると認められる。

また、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、さらに同号ただし書ハにも該当するとは認められない。

(2) 異議申立人は、本件不開示部分は法5条1号ただし書ロに該当すると主張するので、この点について検討する。

そもそも行政文書開示請求の制度は、何人に対しても等しく開示をするものであるから、法5条1号ただし書ロの「公にすることが必要である」という文言を解釈するに当たっては、個別の事案について、一般的、客観的観点から判断すべきものである。したがって、異議申立人が特定病院においてフィブリノゲン製剤の投与を受けたかどうかを基礎づけることになるといった、異議申立人が本件不開示部分の開示により受ける個人的な利益を考慮することはできない。

他に本件において、本件不開示部分を公にすることが、当該情報を公にしないことにより保護される利益に優越すると認めるに足りる事情はないから、法5条1号ただし書ロに該当する事情があるとはいえず、異議申立人の主張は採用できない。

(3) 以上のことから、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び4

号に該当するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分は同条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

文書1 フィブリノゲン製剤納入機関の、特定県で、特定病院A、特定病院B、特定病院C及び特定病院Dの各調査票、No. 1ないしNo. 8（他の病院はNo. 1ないしNo. 8あります）個人名を除いて

文書2 フィブリノゲンの投与が判明した記録、厚生労働省からの通知及び自己申告